

都市計画道路 天理停車場線を変更する理由書

1. 路線の概要

大和都市計画道路 3・4・400 天理停車場線は、起点を天理市丹波市町、終点を天理市櫛本町とする、標準幅員 20m、延長約 2,310m の幹線街路である。

昭和 36 年 12 月 25 日に幹線街路として、起点を天理市川原城町、終点を天理市田部町とし、中大路線から北大路線間を幅員 20m、延長 320m、北大路線から別所喜殿線間を幅員 16m、延長 440m とする天理停車場北線と、起点を天理市川原城町、終点を天理市丹波市町とし、幅員 20m、延長 450m とする天理停車場南線として当初都市計画決定された。その後、土地区画整理法に基づく大和都市計画事業山の辺土地区画整理事業が認可されたことに伴い、昭和 43 年 9 月 26 日に天理停車場北線につき、終点を天理市櫛本町に延伸し、北大路線から田部別所線間を幅員 16m、延長 810m、田部別所線から櫛本町間を幅員 12m、延長 730m とする変更をし、昭和 48 年 1 月 27 日に天理停車場北線と天理停車場南線を一本化し、名称を天理停車場線とし、現在に至る。

2. 都市計画道路変更の内容

(1) 変更の理由

現在、当該路線において、起点から田部町の別所喜殿線間までは一部を除き整備済みであるが、別所喜殿線から終点間には現道がなく、全区間が未整備となっている。

昭和 43 年 9 月 26 日に延長した別所喜殿線から天理市櫛本町（現終点）間、延長 1,100m は、土地区画整理法に基づく大和都市計画事業山の辺土地区画整理事業と合わせた一体的なまちづくりを目指して都市計画決定したものである。

同事業の施行地区のうち、第二工区及び第一工区（旧 B 工区）については、当初決定後から約 50 年が経過し、少子高齢化の進行、本市の人口減少等の社会情勢の変化や経済情勢の変化を踏まえ、施策の検証等の行った結果、今後の限られた財政状況のなかで効率的・効果的に施策を展開するために、土地区画整理事業によるまちづくりから、生活道路の舗装改築による利便性の向上、通学路等の横断歩道強調標示や防護柵の設置など安全・安心な住みやすいまちづくりに取り組むように転換を目指しているものである。

そのため、土地区画整理事業の施行地区の縮小に伴い、縮小する区域内にある区間を「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」（平成 22 年奈良県）に沿って検証した結果、必要性が認められなかったため、当該路線の一部区間を廃止するものである。

(2) 変更の内容

都市計画道路 天理停車場線について以下の変更を行う。

別所喜殿線から天理市櫛本町（現終点）までの区間（L=1,100m）を廃止する。